第８回熟議『学校選択制』議事内容（平成 24 年８月８日）A グループ　全文

ファシリテーター

それでは A グループとして、会議を再開したいと思います。本日も含めて８月はあと３回の議論となりますが、今度の議論の進行管理についてファシリテーターと事務局で打ち合わせをし、整理いたしました。今事務局から配布しました参考資料についきまして、このグループでの議論について、9 月からとりまとめに入るためには、8 月末までには一通りの議論を終える必要がございます。そこで、議論がまだ必要な項目について、日程に割り当て、並べたものです。この内容にそって８月の３回の議事を進めてまいりますので、委員のみなさまの進行管理にご協力をよろしくお願い申します。ではこのグル―プの議論は、参考資料の A グループ用のものが出されておりますので、これに基づいて進めたいと思います。

では最初は学校選択制については、かなり議論してまいりましたけれども、そのメリット、学校選択制のメリットはどこにあるのか、あるいは逆にデメリットはどこにあるのか、そういう事について、A グループとしてまとめて行きたいと思いますが、その他項目だけを申しておきますと、指定外就学基準の拡大、これは現在の指定校制度のもとで、指定外就学の基準が出されておりますが、それを拡大するかどうかについて、それから３番目にその拡大する事項と、それからメリットと、どういうメリットがあるのか、それからデメリットがあるのか、そういう事について検討を致したいと思います。まず最初に学校選択制のメリットはどこにあるのか、その点につきまして、ご意見を出して頂きたいと思いますが、どなたからでも結構ですので、よろしくお願いします。

事務局

資料の 1－1 の 5 ページを見て頂くと、一応選択制のメリットという形で、項目を書いてありまして、事務局から補てんさせて頂くと、一番上のアスタリスクの中に４点くらい書いてあると思うんですけど、これは大体他都市の、東京中心ですけれど、教育委員会の方に聞き取りをしまして、メリットとしてどのように捉えていますかといった形でご回答頂いたところの主なものを出しております。ここのところを議論して頂きたいと。フォーラムの方でも説明させて頂いたんですけど、特に、1 点めの特色ある学校づくりといったところが学校の選択制との関係でちょっと分からないと、理解がしにくいという声がフォーラムでも、どの区でも多かったという状況がありますので、そういった事も含めて議論いただいたらいいかなと思います。

それから中段に、自治体 A,B,C というふうに書いていますけれども、これは東京都の都区部のところで、例えばある区が何をしているかと言いますとですね、区内の全ての学校にですね、年間 100 万円くらいを、いわゆる学校の管理経費とは別につけて、ただそこに書いてますようね、学校に今年度何をしたいかという企画書を出させてですね、その中身

によって教育委員会とやり取りをするみたいですけども、この中身に関して別途 100 万円という形でお金を渡して、それでその企画を実現してもらうと、いったことをやっているということでした。区によりますとですね、例えば、全ての区に予算つけるのはしんどいと、全ての学校にですね。で、ある区はですね、やはり選択制をしてですね、子どもが集まらない、希望が少ないという学校にテコ入れをするという意味で、そういう学校に関しては予算的は支援はしていますといったのがありました。それとか多いのは、どこの自治体もやっぱりちょっと経費的にはちょっとしんどいんで、あるのは C と書いております、既存の事業を活用してといったところが多かったです。そういった意味の財政的な支援をですね、選択制をやっている自治体が全てやってる訳ではありませんけれども、聞いた中ではそういう、別途予算をつけて学校の方を支援している、という取り組みを学校選択制と一緒に始めました、あるいは今やっていますと、という学校が何校かありました。それから開かれた学校づくり、この下にありますように、やはり保護者の風評とかいうお話を頂きましたけど、この問題と表裏一体になってると思うんですけれども、要は保護者にどういう状況を出していくのか、それが選択の一つ選択の大きな議論になっていくと思うんですけど、その中にはやっぱり今日議論して頂く、上の 4 点ですね、このへんを保護者にどう理解してもらうのかっていうのは大事な点と思いますので、この間のフォーラムとか、聞き取りしたものを、事務局の方で項目別で列挙しておりますので、これが全てではございませんけども、参考にご議論して頂ければどうかなと思っています。

ファシリテーター

それでは、早速でございますが、学校選択制のメリットにつきまして、ご意見ございましたら、どうぞ自由にご発言ください。

委員

最初の方の話に戻るかもしれないですけど、やっぱり特色ある学校づくりは凄く難しいような気はするんですよ。最初の方ででた議論でもあるんですけど、例えば校長先生ももちろん変わられる話で、大阪市で今度校長先生公募するという話なってますよね。それで、ご退職された後の校長先生を募集して、任期 3 年、はまれば 5 年で。で、校長先生は経営者だから、その学校をこういうふうにしようと思っていろいろやられるかもしれないけど、5 年後にもしかしたら違う校長先生が来はって、後を引き継ごうとおもってもスキルが全然違ったりとか、ジャンルが違う人だったりすると、小学校 6 年の間に、間の 5 年この校長先生とか違ってて、こうやと思って入ったらなんかまた変わってというのはたまったもんじゃないなという点もあるので、そういうところでで特色っていうのは凄く、、、私も保護者ですけど、非常に説明し辛い、納得しにくいものはあるのかと思います。だから私個人の意見としてはやっぱり小学校やったらロケーションぐらいの問題があって、学校選択制のメリットがなにかといったらやっぱり、行きたくもないその学校ではなくて、ここの学

校に行きたいとか、そういう選択、チョイスできる事が最大の魅力であって、特色って出せるのか、それがどこまで魅力のあるものかっていうところは、正直言って分からないところはあります。

委員
　私も最大のメリットは近いところに行けるっていうことだと思うんですけど。

委員
　それか、あと位置関係ですね。同じくらいの距離感やったら幼稚園のお友達が多くてこちら選べるかとか、そこのところは非常に大きなメリットを感じるところではありますけれども。だから大阪市の高校なんかでスーパーサイエンスとかそういう学校を出来たりするところもあるのかもしれないけど、小学校でそんなにバラバラの特徴をだせるのかっていったら、非常に難しいところもあるとは思うし、やっぱりその学校にその子が合うかっていうのはね、やっぱり子どもの個性が出て来るのは 10 歳くらいから、5 年生くらいからというところが、1 年生 2 年生の子を見ながらうちの子が入学するにあたってどこが良いかって非常に学校の特色的なもので選びにくいのではないか、というのは正直、感じるところはあります。

委員
　受験が無いですし、だから学力レベルは高校みたいにある程度揃わないですよね。

委員
　先生にお伺いするんですけど、学校づくりっていうのは、学校である程度の方針の中で、やっぱりこういう風にしていった方がいいというのは、中でしていくっていうことですよね？やっぱりお保護者の意見を聞いて。だから改めて最初からこれですよって言ってその通りやっていくのではなく、ある程度の基本の中で、やっぱり保護者が見てとかいろんな意見のもとにこういう方がいいよね、こんなんしていく、だからそれは特色ある学校づくりなのかなと思ったりもするんですけど。

委員
　校長が変わったからといって、まあ少しは変わると思うんですけど、ご心配なってるような、ガラッとかわるっていうことは、一応継続性の問題がありますので、前任者がやられてる教育については、基本的に引き継ぎながら、その中で自分がどう変えていくかっていう形になりますし、今度学校協議会の制度も入ってきますので、そのなかで学校の教育、指導計画については前もって学校協議会の中でお話合いをして決めていくということですから、ガラッと変わるっていうことはあまり心配しなくてもいいのではないかなと思いま

す。ただ例えば土曜スクールをやってる学校があって、自分は土曜スクールを校長としてやらなくていいのではないかというようなことで、そういうとこが変わるっていうことは、ひょっとしたらあるかもしれませんけども。あるいは土曜スクール入れて行こうとか。ただ、普通の教育課程についてはそれほど変わることはないと思います。

校長

小学校は地域と密着している部分が大きいので、私もいくつかの学校に行かせてもらったことあるんですけど、校長がいきなりこういう特色のある学校作ろうと思って引っ張るのではなく、まず地域の方に学ぶというのがスタートなんですよ、最初の一学期間は。そこでどんなマンパワーがあってどんな地域の良さがあって、で、子どもの良さはここだと、うちの教職員のスタッフの良さはここ、というので計画していって、その中で勝手にある空想の理想像の学校を押しつけるっていうのは、ちょっと馴染まないと思いますね。

委員

ある一定のラインがありながら、大阪市で、はぐくみネット事業っていうなかで地域の方も地域の方も密着して入っているので、ここのところが凄く良い特色じゃないかなと思うんですけどね、ただ文言にすると難しいとは思うんですけど。

委員

今の校長先生のローテーションが逆に心配なんですよ。公募でいらっしゃるからこういうことしたいと思って入られるから、だからそういう事もありえるんじゃないかというところが心配なんです。いままでのとこやったらそんなに激しく変わることはなくて、今回の公募なんかで行くとね、ここのこの学校にこういう問題があると言って来て、何かで変わりましたと、で、また公募の人が入って来ましたと、そしたらまた違ってということはあるかなと思っていて、やっぱり怖いのは公募です。

委員

教育委員さんの方ではそのへんは公募で入ってこられた校長先生とかもちゃんとその事はレクチャーして来られるんですよね？

委員

そうですね、昨日市長との話もありましたので、併せてご紹介しておきます。基本的なところでですね、ご存知のように、どういうのが一番基本になって教育が形作られていくのかというと、基本的には国の文科省による教育振興基本計画というのがあります。このきちんと言うと、今、現状としては第2期分の作成作業中ということでございますけども、それに今度は応じてですね、各地方自治体、大阪市の場合は独自にやるわけですけども、

そこでの地方自治体における基本計画というのが作られます。で、その先ですね、大阪市の場合ですと、教育指針というのが作られます。基本計画として、大阪市の教育はこうなっていくんだけど、それを具体化すると、こういうことをやってくださいよというですね、学校長の先生方にとっては非常に申し訳ないような、これやって下さいと言う仕事の命令書みたいなのが作成され、学校の方で実際に展開されていくというふうな仕組みが、これまでの大雑把な仕組みとしてございました。それに対して、市長から指摘がありました。一体この指針というのは何か。基本的に国なり自治体が問題意識をもって、こういう風に進むべきだと考えるのは分かるが、学校に対してこれやれ、あれやれというのは、それはちょっとおかしいんではないかと。それはもっと学校の主体性、自主性に委ねる事が本来ではないかと。あくまでも教育委員会は命令する存在ではなくて、助言し、支援する。学校をですね。そういう立場にあるのではないかというふうな問題意識が出されました。やはり私どもとしてもですね、それは極めて重視しないといけないと。学校の校長先生をはじめとする、リーダーシップを発揮していただくその学校がですね、自分たちの学校の目標、課題、そういったものをこうきちんと把握して頂いて、自ら考えて頂く。で、具体的な形としてはですね、学校が教育計画を作成されて授業はこういうふうにしましょうということをお作りになって、そこの部分に実践を反映して頂いて、いろんなものをやって頂くということ、それについていろいろ教育委員会として、支援をしようと。指針なんかも、これもやっぱり細かい更なる命令書というのじゃなくて、こういう時にはこういうふうに支援しますよとかですね、こういうふうにやったら便利ですよ、こういうふうなやり方もありますよとか、いろんなそういうアドバイス的なものを含んだ内容にした方がいいのではないかと、こういうようなところに至っているわけです。特徴というものは非常にとらえ難いところにあるんですけれども、例えば一番今、公募という問題が出てくるんですけども、公募の方はおそらく問題意識をもって、大阪市ということの教育の問題をもってこられると思うんです。それは非常に貴重なことだろうと思うんです。もちろんそれで押し通すっというのは、やっぱりこれはちょっと早すぎるよというところは、もちろんその学校がもっている特性、歴史、文化、そういうようなものを総合的に全部勘案しないとダメですよね。一方的に自分の問題意識だけをぶつけても上手くいくとは思えないんですよ。今おやりになっている、実際に校長の職にいらっしゃる方、それと公募で来られた方、やっぱり同じだと思うんですよね。現在校長の職におられる方も、このままズルズルとやってけばいいんだよっていうのでは困る。今の問題意識はどこにあるんだろう、成長するにはより良い学校にするには、子どもたちがよりよい生活を送るにはどうしたらいいんだということを考えて頂いて、自分の足元、地盤はどこにあるんだろうか。じゃあこういうふうに実行していこう、それを具体的な教育方法のなかに押し込んで頂いて、やっていくということが大事なんだろうなと思います。その特色というのは、非常にそういう意味で言えば出しにくいというようなことがあるかもしれません。以前ご意見のなかで、東京のこの制度を見たらですね、みんな同じじゃないかと、どこに特徴があるんだというご指摘が

出たんですけども、東京の方に聞いたところ、決して奇をてらうような特徴、なんかそのもの凄く注目されるようなですね、そんなものは結局長い事やってみたら、特色と呼ぶものではないのではないかと。結局そうなると原点に帰ってですね、本来の教育の目的を達成できるような、広い意味での本当の学力、きちんとしたものをつけられるような、単に点数だけの話じゃないですよ。そういったものをいろんな工夫をしていくことが、結局その努力というのが、努力の在り方というのが結局特色なんじゃないのかというところに、多くの学校が行きついているというふうな説明を受けたことがありました。ちょっと答えになってるかどうか分かりませんけども、公募の先生も特別な存在じゃなくて、今現職でおられる方、これからも学校の中で研究を積みながら校長になっていただいている方というのは同じ次元に立って、問題意識をもって教育に当たられるんだということを申し上げたいと思います。

委員

昨日のお話では、教育委員の方も市長も入られての懇談だったんでしょうか？

委員

本日、最初に事務局からありました説明は、教育委員による協議会でのことです。そこには市長はいません。

委員

そうですか。そしたら校区の考え方について、新しい概念が必要じゃないかとか言うお話っていうのは、教育委員さんの中での話ということですよね。

委員

そうです。

委員

新しい概念というのは今の校区割っていうのを廃止してというようなことまで出たんでしょうか？

委員

いや、廃止しましょうとかですね、そういう事ではなくて、理論的には校区というのを前提としないやり方というのもあり得るよと。

委員

そうですね、お話は出てましたもんね、そういう校区の話で１日１回使った、、、。

事務局

昨日出てたのはね、昨日おっしゃった委員さんは、ご自身のご意見として言われたのは、3 条件という形、昨日お話してましたけどね、例えば一つ距離の問題、それから二つは昨日のご意見でしたら兄弟関係、それからいわゆる、ある学校へ行けるという保障権みたいなものですよね。いわゆるご家庭としてね、この学校へは行けますよというような安心感というのか保障というのか。

委員

それは今校区っていうことになってますよね。

事務局

その方は校区もあるけど校区と別の整理もできるのではないかと。具体的にどういう整理っていうものがまだなくて、そういう三つの条件を満たせれば、まあ今の校区とは別の考え方、またどこか線引きをするんですけど、そういう線引きも可能ではないかと。ただ、そういう意見に対しては、一つはやっぱり学校の教室数、収容の問題があって、条件ばかり出しても果たして学校がそれで受けれるのかという状況、受け入れ制約の問題等、昨日はそこまでの議論にはまだいっていません。次回、議論を深めようという形で分かれているんですけれども、すでに今学校に在籍している方も含めて、一からスタートする制度ではありませんので、今の制度とどう整理していくのかという現実的な問題はあります。だからそういう制度性も掛け合わせなければ、その 3 条件だけで全て綺麗に整理できるのかといえばそうでもありませんので。ただ最初から、校区というのは動かしようのないものなんだという議論は果たしていかがなものかという問題提起ですね、そういった議論は出来るのではないかという問題提起だったということです。

委員

三つの条件というのは、そのひとつ、距離的な問題、例えば 1.5 キロなら 1.5 キロの圏内にある学校だったら行けますよと、必ずあなたは行けますよと、ということになり、また、兄弟姉妹がいたら、そこへ無条件であなたは断られることなく行けますよというふうにするという制度、それから友達関係、友達がこういうふうに僕の友達が行っているからということで、そこへ無条件で入る事ができますよと。これまで我々のベースのところでは校区の学校については、無条件で行けますよという発想だったんですけど、その校区という概念をなくして、こういうふうな条件を新たに設定してやれば、そこに無条件で行けます、保障しますよと。どこへも行くところがないというような状況は排除できますよ、という試みです。

委員

人口密度の問題があるから、そうしていくと、うちの学校なら半径 200 メートルで終わりますよ。それをだから飛び越えて今出来るだけの範囲で受け入をさせてもらってるところあるんですけど、それでいくと、人口密度の考えで、だからこれぐらいの範囲かといったら絶対溢れる子が出てくる。絶対担保出来ない子が出てくるので、校区が無くなるという概念は非常に怖いですよね、だから今の通学区域がありで、その周辺部分をお互いのキャパの問題で弾力的に運用できるかという話は有効だと思うんですけど。

事務局

あとは保護者への理解、この制度はやっぱり保護者が良いも悪いもきちんと理解しなければ、やったら混乱するだけなんですよね。だからそういう別の概念もあるんですけれど、保護者にちゃんと理解できるのかどうかで、やっぱり兄弟関係を持っていましたら上のお兄ちゃんお姉ちゃんはあそこだけど、下のお子さんは別の考え方というのが、果たして保護者がそういう整理が出来るのかという問題もありますし、今、委員仰ったように、その地域によって学校の規模がありますように、例えば距離の問題でも、全てその一つの考え方で市内ができるのか、区によればそれでは整理できないという区域はあるでしょうからいろいろと。それと今の校区制も全くデメリットが無いとは言いませんけども、やっぱり方法ですからね、デメリットのない方法は無いと思いますけど、いかにそういうのを、昨日はそういう幅広い検討は必要ではないかという問題提起的なところから仰ったという状況なんです。これがね、東京の方で配ってるとこなんですよね、見て頂いたら分かりますように、まあ特色あると言う意味で、だいたいどこの学校も、原稿は全ての区、各学校で書いてるんですよ。別に教育委員会がまとめているものでなく、各学校が校長先生を中心に毎年原稿を作っておられる。教育委員会はそれをまとめて印刷をしてお配りしてる、という状況でして、それを見て頂いても、これで何か目をむくような、え！っというような取り組みをしている学校はほとんどなくて、東京の方も保護者に選択理由を聞くと、やっぱり距離的に一番近い、といった選択がどの区でも一番多い。で、中にはやっぱり学校の取り組みを選択理由に出す保護者もいますけど、どちらかといえばそれは下の方になっています。だからそういう見せ方も含めて、いろいろ工夫はいるところはあると思うんですけれど、そういうものも参考にして頂ければ。

委員

自治体 A のね、この特色ある学校づくりのための方策について、これは予算を査定するというのは例えば 100 万円やったら 100 万円というのを、その企画書が通らなかったら出ないということですかね。で、その出る学校と出ない学校が出てくると言う事ですか？

事務局

金額に差を付けていました、内容で。この A 区は、全校対象にやっておられて、そういう企画ものを教育委員会にいって、だいたい新年度始まったら 4 月ないし 5 月ぐらいの間にちょとまとめてもらって出して、その審議を教育委員会の中でやって、その中でやるまでには一応学校の方に、いろいろやり取りをしながら、だから全くつかないというわけではなくて、中身によって、取り組みで 100 万と言っていましたけれど、取り組みよっては必ずしも 100 万でなくても出来るというものもあれば、場合によっては 100 万ではしんどいという取り組みもあると思いますので、そういうさじ加減、学校の変なランク付けではなくて、そういう取り組みの内容において、基本は 100 万円ですけれども、それによって調整してるという感じです。

委員

B の集まりにくいところについてさじ加減をするとか、そういう考え方っていうのはちょっと分かるんですけども、その企画書によって、まだ実行してないけど、その企画が良いかどうかで予算がつくっていうのはちょっと上手くいくのかなあという気はするんですね。例えば C にも言えると思うんですけど、外側からの評価っていうか、評価をされる為の何か取り組みっていうか、意思表示を学校側が外に向けてしないといけないという時に、それが良い方に働けばこれはメリットだと思うんですけど、悪い方に働くと、例えば大津のこないだの学校なんかは、文部省の研究指定校になっていたということですのでね、そういうような、良いふうに見られたいということで、実態とは違う企画書を出すというような事も有りだと思うんです。そのへんがやっぱり一番危惧するところですよね。

事務局

この A、B、C の C っていうのはね、自治体の財源をどう工夫するかという捻出方法なんです。具体的に C というのは国からそういう事業がおりてきますから、費用的な面も国から助成あるんですよね。だから A というのは単独で、区の中で自分らで予算を確保してありますんで、だからそういった形態は、いろいろと。

委員

どこから来るかですよね。

事務局

ある意味で言えば、C みたいなところはそういう手法を組み合わせてやってるところが多い、それは結局裏返したら自分とこの負担がそれだけ減るというだけで、そういう教育委員会はこちらの、学校現場ではなくこちら側の財政的な、そういう状況は反映しています。

委員

特色ある学校づくりということなんですけど、まあ正直、普通に冷静に考えてですね、私学でもないので、大きな特色ある学校づくりっていうのは出来ないのは誰でも分かってるっていうのは親だと思うんですね。ただし、このエリアは共働きが多いからここだけは、こうしようと。ただ実際、学校選択制にしなくても大阪のいきいきっていうんですか、いわゆるその平野区とかでやっています、いきいきの中で運動会がある。いきいきの中でそういうコミュニケーションを活性化させようというような視点であったりとかですね、ですから今と学校選択制で大きくは変わらないかもしれないとは思うんですけども、ただその特色ある学校づくりっていうのは、これは、保護者がその学校が頑張ってるよというある意味では褒め言葉だと思うんですね。だから特色ある学校づくりっていうのは学校側が言う話ではなくて、保護者が特色ある学校づくりをやろうとされてるということだと思うので、どういう風に言葉を選ぶかっていうのは非常に難しいんですけど、特色ある学校づくりっていうのをもうちょっと別の言葉に変えたらいいのかななんて思ったりします。

ファシリテーター

選択制のメリットの第一は特色ある学校づくりとなってますが。

委員

そうなんですよね。

委員

学校から言わせてもらうと、学校選択やっているから特色ある学校づくりをしているのではなくて、各校の地域の実態とかいろんな状況含めて各校で選択していっているわけですよね。その選択している上で、はっきりいってメニューというのはもう文科省のことを外して出来ないわけですから、そのメニューがいっぱいある中で、うちは例えば道徳教育、特に今年度から 2 年間ぐらい一生懸命やってみようじゃないか。あるいは性教育やってみようじゃないかと。あるいは言語活動の授業を特にやってみようじゃないかとか、そういうようなね、メニューいろんな中でこの事を特に力入れてやっていこうという、そういうような特色はあると思うんですけれども、じゃあ他の学校は性教育やってない、ある学校は性教育とくに一生懸命やろうということを打ち立てて、隣の学校へ行ったら性教育全然やっていないかというと、そうではなくて、ある程度のことはやってるんですね。その強弱の問題があるのであって、学校選択があるから特色を進めるのはちょっと違うのかなと、ただあの教職員のなかでも全くそういうようなこと考えていない人もいますし、そういう中でも選択される方としたら意識を変えていこうというような意味で、校長が、職員をもっと進める、いろんな学校選択進めていかないといけないという言い方をするかもしれませんけれど。

事務局

東京の方も、学校からよりも教育委員会が選択制をやっていて、その中の教育委員会としては、これで特色ある教育が進んでいますという、教育委員会としての自己評価的なところはあると思うんです。ある意味で言えばやっぱり良い学校へ持っていくように学校現場も頑張ってもらわないといけませんけれども、それだけじゃなくて保護者と共同して取り組める、そういう体制、それがここへ出ている、例えば保護者に開かれた学校づくりも、項目四つに全て繋がっていきますんで、そこを、さっき仰っていただいたように動かして行くのかという仕組みづくりだと思います。

委員

さっき公募の校長先生の話がでましたけども、僕のイメージでは校長先生になるには相当試験が難しくて、頑張って、なおかつ周りの先生から評価されて、やっとなれる、という風に聞いているんですけども、いわゆるその公募で校長になるっていうのはその、まあ問題意識もあってやる気もあっていいんでしょうけど、やっぱり学校の校長先生がその経験とそういった試験なり何なり、何でもいいですけども、そういうところが一般の保護者が知ってるのかどうかというところもひっくるめてですね、どういう風にして校長先生になれるんですかね。今の校長先生になるというのは。

委員

今の校長は教頭経験 3 年以上で一応受験資格はできる。その後論文、ペーパーテスト、この夏休み中に何題かあるんですけども、2000 字の論文を二つと 1000 字ほどの短い、3 問ほどあって、それを書く。それを半日でやって、その後全員が教育長面接を含めて面接を受ける。その総合的な評価で登用されていくという形になっています。もちろん学校長も教頭には評価を付けて委員会に出していますし、委員会には、管理主事がおりますので、そこが教頭との個人面接、教育長以外にも面接をして話をしたりしています。

委員

まあ一つの理想じゃないんですけど、僕が東京にいたときにその教頭から最後の年に校長先生になれたよと、で定年されて、今、定年後何をやってるかっていうと、その最後の地元の学校にボランティアで教えに来ているよと。やっと校長になれたのに遅かったりとかなになにだねとか地元でそう言われながら最後その校長なって 1 年間どこかの区に行ってまた戻って来て、定年した後にボランティアでされていると。いうようなところで、地域と密着というところについては…

委員

ちょっと補足をしますと、校長先生の公募にあたって教育委員会からもだいぶ議論がでまして、今も説明あったように、教頭先生の経験が 3 年以上ですか、ないといけないということなんだけど、これでいいんだろうかと、つまり言ってみれば教頭先生の仕事って校長になるためのステップなのかという事で、まあ疑問が投げかけられて、それはちょっと違うのではないかと、その中で、ヘッドティーチャーという考えでしたでしょうか、教える側に立っての、その一番高いポジション、いろんなアドバイスができたり、自らももちろん教えることも出来る。そういうような在りようとして、教頭先生が雑事に追われないようなポジションにすることも必要じゃないかというふうな議論もありました。それとはまた別に、校長先生は、校長先生として求められる資質能力というのはあるだろうと。それはやっぱりここでは特色あるというふうに書いていますけども、企画をすることももちろん全体の学校経営にあたる経営能力であったり、そういう違うものが目的にあるのではなかろうかと、でいろんな意見が出まして、結局こういう事についても、やっぱり議論してきちんと結論出していこうよという合意に至っておる、という現状です。

ファシリテーター

Ａグループとしての成果を出していくためには、選択制のメリットというものをどうとらえるのかっていうことが非常に大事な事だと思うんですね。その選択制を採用することによって特色ある学校づくりが推進されるんだと、こういうことが他の都市から見れば、特色ある学校づくりを推進するためには選択制を採用した方が良いというのが、採用している地域の考え方だと見ていいと思います。で、我々としては、選択制のメリットとして、学校づくり、特色ある学校づくりが推進されるというふうに受け止めて良いのか、それともそういうことはあり得ないというのか、そこのご意見を伺いたいと思うのですが。

特色ある学校づくりっていうのは選択制のもとで、より可能になるんだというメリットを受け止めて良いのかどうか、その点についていかがでしょうか。

委員

先程の委員が言ったように、その学校によって文科省からとかいろいろと大阪市から出てる人権とかについてやっている部分っていうのは、これはあんまり特色という感覚はないですよね。もし学校で、この学校に行けば、学校にいる間は全部英語だとかね、英語でしゃべるとかっていうのが特色であって、やっていることが特色っていう、それはどちらかというとやらされている感があるんですよね。だから特色ではないような気はします。

委員

私がイメージしている特色っていうと、まあ英語もあれなんですけど、朝必ず体操するとか、地域の行事で、学校内で出し物つくるとか、必ずやるとか、そういう割とね、地域

の特色が学校の特色になっているような形っていうのが、大阪市でいうとそうなのかなっていう気はしてるんですけど、それについては公募の校長先生が来て、例えば英語で全部やりますとか、そういう授業設けますとか、そういう事だったら、多分公募の校長先生が来られてっていうイメージなんですけど、そうじゃなくて地域でやってた事とか、そういう感じのことを続けるとか、あそこの学校はあれが有名やんね、とかっていうのを作るのであれば、別にこれまででやってたのと、それほど変わらないのかなという感じもしていて、で、それ以外の特色は学校選択制を入れた時にどうなるかっていうことを考えると、やっぱり予算に強弱がついたりとかして、例えばさっきおっしゃったような英語が強化できるとか、そういう予算がつくとか、人員に加配がつくとか、そういうことが特色になって行かざるを得ないんじゃないかなと思ったりするんですけど、そうでないんだったら今まで通り地域的な特色もあるし、いいんじゃないかなっていう気はするんですけどね。どっちを特色って呼ぶのかですよね。

委員

特別に何か新しいものを特色ということはなんかはまりにくいような感じがあって、校長先生がおっしゃるような、自分たちが選ばれる立場になった時に、学校がもっとよくしていかないといけないのではないかという意識が働いて、それが何らかの形で出てくる可能性はあるかもしれないんですけど十分に。だからそれがどんな形で特色という言葉で表現できるかというのは非常に難しいのかなと、僕が思うメリットとしては、校長先生がおっしゃるように学校の先生側が意識が高まって、学校側の盛り上げていこうという意識が高まると言うところが一つの大きなメリットとなってくるんでしょうけど、それの延長線上にながながと支障が出てくるのかなっていう感じはありますけどね。最初から選択制やるから特色でるよっていうところでいくと、少し特色という言葉が独り歩きしているかなという感じがしなくもないです。だから特色が出てくるかもしれないですけど、先生の意識の向上によって。

委員

多分先生だけじゃなくって保護者も、結構今ここにある教育活動とかっていうなかでここ書かれているんですけど、大体どこも同じような流れなりますよね、教育目標が教育活動となって特色ある学校づくりになっていると思うんですけど、知ってる方もいれば知らない方もいらっしゃいますし、ここを見て、学校が、言っているほどやってないやんっていうことにもなってくるので、やっぱり学校としての意識って保護者としての意識が、これを公開することによって、ああこういうことをやってるんやっていうので向上していけば、それがメリットにもなるし、逆に言えばデメリットにも、いい格好ばっかり書いてるやんっていうことにもなるので、ひとつ切磋琢磨できるのになあと。ただ中学の場合ずっと見てるなかで、制服がなんか全部出てるので、それって凄く、ねえ、、制服、バッグって。

委員
　私学は制服で選んでいる。特に女子は多いです。ブレザーとかセーラーとか。

委員
　ただ、学校選択にあたって、学校案内にこれが出ているということは、これで選択することのが、学校見ててここが目立つんですけど、これで選択することがやっぱりあるからこれが出てるのかなと思ったりもするんですけど。

委員
　東京は私学と戦うために学校選択制を入れたという情報があったから、そのへんは私学を意識しておられる。

委員
　まあ、それにどれだけウエイトをかけられるかですね。制服で選んでくださいと言うわけじゃなくてね…

委員
　その方向性がね、大阪がそういうようなことをするとまた方向性が変わってくるので。

委員
　やっぱり意識の違いというのはあるのかもしれません。どんなドレスアップするか、どんな着物を着るか自分がどういう風なことでアピールするかということに、小さな子ども達が、何か感覚を掴んでいるのかもしれません。ここにアップリケがあるのがいい事で、それが私なんだという意味では…

委員
　保護者としたら、制服とかも非常にあるんですよね。女の子と男の子で全部買い替えていかないといけないし、もちろん体操服も小学校だったら女子・男子一緒なので、経済的にも一緒に使えるのに、中学になったら男子と女子の体操服の色すら若干変えたりとかしているから、そこは出来たら一緒にして欲しいとか、ブレザーなのに、女子やったら両方ボタンがいけたらいいけど、それを変えているとか、そういうことも保護者にしてみればどこに言えばいいのか、買いに行って、業者に言うんですけど、それは学校に言ってくださいとか、名前も表に印字する学校もあれば中にとかありますよね。でも名札も付ける。名前印字するからそれを他の人に譲れないとか、いろいろな意見では、制服とか物品の意見は出るんです。どうにも変わらないので、ここの学校だったら学ランなので高校行ってもそのまま使えるよとかあったら、そこも言われる保護者も結構いらっしゃいますね。

委員

逆のパターンもありますよね、セーラー服が可愛いとか、三本線がいいとか二本線がいいとかありますよね。

委員

全く別の規格にという人もいれば、今の学校の中で、こういう風にして欲しいけど、どこに言うたらいいのかというのがあるので、やっぱりそういう事も議論できる開かれた学校にしてもらったらありがたい。

事務局

東京の場合は、ちょっと私学というのが、小学校に上がる段階から大阪とは違って小学校に上がる段階で十数パーセントと聞いていますし、中学の場合は区によったら半数以上は私学という形で、まあこれは教育委員会には聞いているんですけど、保護者の意識が、特にいま中学校進学になってくると、まず私学を見ると。結局私学といっても入試とかそういう関門がありますから、行けない場合に公立学校というような見方です。ただ経済情勢とも絡むとは言っていましたけど、やっぱりまだ区によったら、公立という地元の学校いうのが、まあ私学が終わってから見るという、そこを最初から同じように見て欲しいと、同じ様に考えてほしいというところはね、それぞれの教育委員会は言っていました。だから中学はそういう意味では、進路実績なども結構、そのへんは小学校とは違うところですね。今言われた制服なんかもひょっとしたらそういうような背景があるかもわかりません。本市の場合は、小学校で私学へ行くのは数パーセントですし、中学でも全市平均でいわゆる 10 パーセント、区によれば 2 割くらいいる区もありますけど、反対に言えば数パーセントいう区もありますので。そのへんは東京の進路事情でも置かれている状況は大きく異なるところはあると思います。

委員

そうするとね、メリットを考えた時に、近いところを選ぶっていう事とか、地域の行事にずっと係わってきたからとか、そういう特色で選ぶってこと以外でいうとね、特色をつけようと思ったら、まあ制服も一つでしょうけど、学力とか、例えば、予算にこだわるんですけども、予算の加配とういうことで、あそこの学校へ行ったらパソコンが凄い充実しているらしいとか、そういうような事になるんじゃないかなという気はしているんですけど。

事務局

いろいろ学校のなかでどの教科に今年力を入れるか入れないか、それはやっぱり学校長

を中心にやると。ただ教育委員会の立場からするとそういう備品とか、それは学校だけで努力できませんから。ある学校に行ったら備品は整っているけど、ある学校行ったら備品は整ってないとか、そこは教育委員会のなかで。ただ東京においても、保護者が見学すると、新設校はやっぱりパソコンも含めて当然最新の分が全部入るわけですね、いろんな機器が。それと周りの学校と比べると、同じパソコンが入っているんですけど、そういうのを見てみると、やっぱり新しい学校が良いというところで、希望が結構殺到しているんです。その反動として前の学校が減っているという状況はね、そのへんは機器的は施設的な面もありますけどね。ただ、ある学校に行ったら無いとかいうところは教育委員会の立場としては、それは無いようにしなければ。それは学校はそういう状況で選ばれてしまうと学校としても努力のしようがありませんので。そこの最低条件っていうのか基本条件っていうのか、そこはやっぱりしないといけないと思います。ただそれを、どう学校現場で、その機器を生かしてどういう展開をするかは、それはもう個々学校の校長先生中心の取り組みというのは、それは十分ありえると思います。

委員

以前、人が多いから良いという訳ではなくてですね、人が多いから逆に人気がなくなってきたり、人が少ない方がいいと。しかもその人気がなかろうがあろうが公立の場合には同じような教育を受けられるというメリットもありますので、当然やっていけば意外と人が多いところはダメだぞとそういうような流れが出てくると思うんですね。ですから抽選で人気がないから期間を持つというような考え方も多分持たれない、まあ一般的にはそういう話は出るかもわからないんですけども、そういう気もします。

委員

大阪市の中学校には人を大阪市単費でつけて頂いているんです。それが習熟度、国数英に使うのも良いし、課題に応じた授業ということで許可されるんですけど、理科社会保健体育に先生一人、講師の方、そういうような制度も何年か大阪市独自でやって頂いて、先生一人増える、うちは、女子体育で取っているんですけれども、そうすると体育、うちとこの子なんて天王寺区ですからあんまり運動する機会ないんで、やっぱり体力付けたいと、体育大会充実させたいと、いうことで女子体育を取ってですね、女子の先生二人でティームティーチングすると。それで苦手な子についたりして、やっぱり効果はあるわけですね。それは一つの人をつけてもらうことによって、よそと違うことが出来ている。今は大阪市の施策として、うちだけと違っていろんなとこで中学校は行われています。ただその予算、来年度つくかどうかわからんような状況になっていますけど。

ファシリテーター

しかしそれは選択制とは関係のない話で…

委員

関係のない話なんです、はい。で、今、いってます特色ある学校づくりを目指す方策については、今やって頂いてるようなことをすることによって、少しこの課題にはより進みやすくなってるというのはあります。

委員

そういうことも特色ある学校づくりとしてＰＲすべきことじゃないんですかね。

事務局

これをやるためにはね、学校現場がプッシュかけて当然教育委員会なり行政サイドがね、人的財的にどれだけ支援体制、サポート体制を築けるかというところも、そこを抜きに学校だけに何か考えてと言っていてもですね、やっぱりそれは限界のある話で、そういう意味ではそこの自治体Ａ、Ｂ、Ｃという事例も出していますけど、事務局としてはそういう課題は一緒に考えていかないといけないとは思っています。

委員

区役所としても、地域と学校の関係はやっぱり特色ある学校づくりの一つだと思っています。伝統野菜を小学校で作って欲しいと、せっかくね、時間中に 5 年生かな 4 年生でキュウリを作ったりいろいろそういう野菜を作る授業を、学校菜園作っていただきましたけども、地域のボランティアさんと一緒に植え方だとか、先生はご存知で無いので、それを地域のボランティアさんと一緒にやって。だからそれは逆にいうと地域の、学校の特色いうのは地域の特色だと、それが大事というので区役所も応援させてもらって、そういうことも含めてやっています。これが逆に言いますと、特色ある地域の特色、せっかくこの校区にいらっしゃるのならこの校区の特色ある学校でここにいて欲しい、来て欲しいというのも、逆に言えば流出防止の特色というのは一つの方法、これも一つの学校選択制の中のマイナスじゃなくプラス面の特色づくりであると思いますね。

ファシリテーター

農業は中学校でもやっているんですか、その地域で。

委員

中学校ではあんまり学校菜園があんまりないので…

委員

あの、地域によってはやっていると思いますね。天王寺蕪というのがあるんですけども、

天王寺小学校が作っていますね。それを中学校でも分けてもらってきてやろうかと、まだ出来てないですけど、話は中学校でも技術家庭の時間に栽培っていうのが出来ていますので、そんな連動した形で、そういう意味での特色は出来ると思う。

ファシリテーター

選択制ができたら、そういう農業やっているところに行きたいという…

委員

地域の特色というのもまた、地域の人とボランティアさんが来て頂いて、まず開かれた学校づくりにつながるのかもわかりませんけども、逆に地域と薄くなるとしたんだけども、逆に地域と繋がるのも多くなるかもわかりません。やり方によると思いますけどね。

事務局

メリットいうのもね、どれか一つだけというのも、お互いにちょっと連携しているんでね、特色のある、これだけで整理するのはちょっと無理がある。保護者に学校も理解してもらわないと、いろんな人間関係しているんで、相対としてどういうふうに、選択制としてメリットを出していくかという方を整理した方が、保護者にも分かるのではないかと。今後説明していく段階で、個々を説明していてもなかなか分かり難いと思うんで、総体として、ある面ではこうというかたちで説明する方が、これは私もフォーラムやった感じからすると、個々説明してもなかなか分からなくって、全体としてこういう側面がありますよと言う方が、聞いている保護者の方はまだ理解する方が多いのかなと、印象として持ちましたが。

ファシリテーター

選択制のメリット、他に何かありますか。特色ある学校づくりの他に。

事務局

聞いている範囲では、教育委員会から上がってくるのは、今お手元に出ている項目ぐらいです。ただ、同じようにこの学校案内を見ても、特異なことしているところはほとんどありませんから、どちらかといえば、教育委員会がこの間東京都区部でも聞いた時に言われたのは、やっぱり学校の教員の意識を変えたい、良い意味で変えたい。で、保護者に私学じゃなくて、地元の公立に目を向けて欲しい、そういう意味では保護者の関心ですね。関心をどう引き付けるのかと。そういう 2 点が課題として持ってはるんで、やっぱりそこが、ある区は今のところ上手く機能していますという評価を教育委員会の担当者の方はされておられましたけど、そういったところがあるかなと思います。だから個別に何かのことを徹底的に追及していくとか、そういう意味で言ったら品川区なんかはですね、学校の

規模なんかもね、やっぱり保護者のニーズとしたら、ちょっと人数の多いところが良いと言う保護者もいれば、自分のお子さんのことを考えると、小規模のところでやるほうが自分の子どもには合っていると、だから規模の小さい学校の方がいいと、まあ保護者のニーズもまちまちですから、品川区はそういう意味では学校の施設状況もね、いろんなものを整え、いろんなものを保護者へ提供する方が、よりニーズに応えられるのではないかというお話をしていました。

委員

直ちに選択制をやることによって特色ある学づくりが大幅に、ドラスティックに出来るということについては、ハテナが残ると。しかしながら、それが契機として結果として情報公開とか人の連携というのは図られていくと特色ある学校づくりというのが推進されて、その結果子どもたちの為になる事も否定できないというか、そういう事を希望したいというか、そういう感じがすると思うんですけどね。

まあほっとけば学校選択制は上手くいくということでもないと思うんですけどね。

ファシリテーター

うまくいかなければ、特色ある学校も出ないということなんでしょうね。

委員

そうでしょうね、そういう場合もあるでしょうし、負の面が前面に出てきた場合ですね、全くノーコントロールでやってしまった場合は、そういう可能性もありますよね。

その予算なんか先程も言ったようにですね、各校の応募みたいなものをですね、基準にして、それで全部やります、みたいな、大変なことになりますよね、そうじゃなくて教育というのは、どのお子さんにも一定の学力を保障してあげるということは、やっぱり公教育としては大変必要な事ですから。その上に必要なところ、特にこれは課題が残るなというところに積極的な支援をしてあげないといけないと思うんですけどね。そのへんはやっぱり程度によって、どこから出てきた企画書を先にやるかと、優先順位が決まってくると思うんですけどね。

ファシリテーター

特色ある学校というのは、ちょっと強すぎると思うんですよね。本題は、そんなに違ったものを出すっていうのは学校教育として好ましくないわけですから。だけれども、ここで言う特色ある学校づくりと言う場合に、例えて言えば、最近よく言われている小中連携、小中一貫教育ですか、よく一貫性というものが問題にされておりますが、自分たちはそういう一貫性というものを重視していくんだというふうな学校が出てくるというのは、私は良いと思うんですけどね。あるいは、一貫性の一つとして小学校から中学校へ上がった場

合に、どの点を強調するかに特色が出るっていうこともあり得ると思うんですよね。例えば小学校であれば、4 年生のころ、具体的な考えから抽象的な考え方へ、芽生えてくる。そこを小学校でどう指導したかによって、あとで数学とか国語とかいう教科の学力が付くかどうかの境目になってくると思うんですね。そういう点では小学生の 4 年生あたりで、どういうふうな重点的な教育をしているかっていう事によって、その子どもの将来の学力っていうのは、かなり違ってくるんじゃないかと思うんです。だから、小学校で上手くいったから、中学校でもそういうものをもう少し上手くいくような学校、あるいは逆に言えば、学校側から言えば、そういう抽象的な思考力というものを伸ばしきれてないから、そういう子どもさんを、もっと大事にしていこうというふうな特色づくりもあると思うし、そういう特色づくりをするための一つの契機になると、言う意味では私は学校選択制のメリットがあるのではないかと思います。で、何も選択制になったからそういうものが出るっていうことじゃなくて、選択制を取り入れることによって、学校として、どういう特色を発揮していくか、それからどういう点に指導の重点を置いていくかということを通して、結果的に特色づくりということになるんじゃないかなと、私は思います。

委員

先程あったように、基本計画があって、教育指針がある事によって、先生たちが本当に忙しいと思うんです、小学校の先生なんかでもやることがたくさんあって、ただ、これが主体性や自主性になれば、選択制によって、もっと特色ある学校づくりが学校も推進されて、保護者とかもそこが受け入れられるんじゃないかなと。ここのところで、学校選択制をすることによって、教育指針なんかも考えて頂ければ先生方も、特色、こんな風にしていこうとかっていう学校づくりの推進が出来るのではないかと。作るという事なので、ある事を決められてやるのではないですよね。やっぱり先生方もそうですけど、保護者もそうです、その保護者の意見を聞いて、こういうふうな事をやってほしい、いや、でも教育委員会がこういう風にやらないといけないから出来ないということになれば、作るということは出来ないのと思うので、選択制によって作るということをしてもらえば特色にはなるかなと思います。

委員

さっき委員、昨日市長と話したなかで、指針を緩やかにしようみたいな方向性が。

委員

緩やかにというか性格を変えてしまおうと、命令書じゃないと。

委員

だから選択の上でもね、なっていければ、だからメリットにもなるかなと。

委員

メリットのなかで、開かれた学校づくりっていうのが一番大きいんじゃないかと、で、まあ僕の例で行きますと、昔からある小学校で運動場が芝生なんですね。で、大人のあれで考えるといいじゃないってなりますけど、保護者に割り当てがくるわけです。芝生なんで絶対芝生の世話をしなければならない。で保護者からすると、とんでもない話だと。行けないという話になって、ただその常識的に考えたら非常に良いことかもしれないけれど、保護者は実は支持してないというところで、そういったところの、学校と話ができれば良いんだけれど出来ないケースっていうのもあるかもしれないので、そういう面でいくと基本的には地元の学校へ行くのが一番いいと思うんですけども、一応選択制ということであればですね、学校もお客さんから教えてもらう話というのも結構あるわけなんで、そういった面で互いにやりとりが盛んになればいいんじゃないかなと思います。

委員

ちょっと一つだけ、私の意見として補足したいんですが、もしメリットというのがあげられるとすればですね、積極的に子どもさんたち、保護者の意見を言う機会を保障しているということ、そういう性格があるんじゃないかというふうに思います。従来の就学校の指定。それから指定校の変更という制度は、いわば行政の手によって、あなたここへ行きなさいと。で、それに対して不服不満があれば申し述べてくださいと、全く聞かないわけではありませんと。一定の理由があれば許可します、変更します。という立場に立っています。それに対して学校選択制の場合は、実は選択制ということの根拠になっているのは、「予め意見を聞くことができる」という規定です。これは、誰でも、自分がどういう学校へ行きたいかっていう事の意見を表明する事が出来る。これは従来の、聞かずにまず一方的に指定するやり方と、基本的には違うのではないかと。やっぱり保護者の方たちの考えをまず聞きましょう。で、その上で合理的な公正妥当な意見があれば変更も認めましょうという立場に立つということにおいて、僕は全く違う制度であって、その点は一つメリットとしてはあげられるんではないかと。実際の教育の場において、ほんとに良い学校に資するかどうかということは、また別問題の話なんですけど、教育を支えるもの、教育を作るという立場においては、考慮すべきではないかなと。まあもしメリットとして上げられるものがあれば、それが根幹になるのではないかと、いうふうに私は思ってます。

委員

それを支えるためにも情報公開、このグループでもいろいろ風評被害みたいな、昔は悪かったというような、今は変わってるけどもやっぱり昔ながらの、あの学校悪いとか、特に中学校ですけども、それもちゃんと情報公開して今はこうなってますよと、こういうふうにちゃんとやってますよと、僕はそういうふうなことも今回非常にメリットじゃないか

なと思います。風評被害であったり、風評をコントロールするとは言いませんけども、ちゃんと情報公開して、学校案内にこんなところに力を入れて、人員も配置してますよとか、どこの高校に何人進学したとか、そこまでやるかどうかは別にしても、そういうふうな情報がちゃんと、噂話とかそんなんじゃなくて、ちゃんと情報公開するのは大きなメリットと思いますけどね。

委員

正におっしゃるとおりで、ほんとに学校の実情というのは分からないところがあるんですよ、校数も多いですしね。このあいだ、荒れているという学校に参りました。で、先程加配という言葉が出てきましたけども、特別の事情があるところには、やっぱり先生をたくさんと。で、ここはどのくらいのプラスがあるのというと、一人しかいない。一人プラスされているだけで。やっぱりこれはちょっと問題じゃないかと、もっと総力上げてそういうところは支援してあげないといけないんじゃないかと、いう気がしたんですよね。つまり、もしこの選択制をやってですね、ほとんどの人は、地域ということで 8 割方の人はおそらく選ばれるからあれなんですけども、減るような傾向とかですね、減っているというような事があればですね、やっぱり何で減るのかと、どこが問題なのかと、やっぱりきちんと精査して、きちんとした対策とらないといけない。やっぱり真っ先に優先順位で、お金と人をつぎ込んでですね、学力保障できる、将来きちっと生きていけるような子どもを育てる体制を作っていかないといけないというふうに思っているんですね。もしかしたら、学校選択制というのは、そういうところで、これまで分からなかったところが出てくるのかもしれない。ただ出てきたままでほったらかしたらいけない。ケアが必要なんです。それを条件にすれば、前進図れる部分があるんじゃないかなという気がしています。

ファシリテーター

教育委員会のそういう対応がなければ、選択制もデメリットになると。

委員

そうですね、ほっといたらもう自然にこう、それこそ風評を放置していたのと同じで、どこに流れていくんだという気もしますよね。

委員

情報公開の種類というのもね、重要だと思うんですけれども、例えばどこの学校へ何人進学したっていうデータがあったとしても、この前平均点の事を仰っていましたけど、平均点はほとんど意味が無いんですよね、その学校の平均点て出されても、ここの子とここの子がいっぱいいて、真ん中の子はいないかもしれない平均点なわけですよね。だから同じように学校進学どこに何人いったっていっても、この子たちは、このそういうところに

進学してるかもしれないけども、この子たちは進学できないかもしれないっていうような、こういうデータの公開の仕方っていうのは、やっぱり風評の素になると思うんですね。じゃあその学校の学力とかをどこで見るのっていう事になると思うんですけども、メリットっていうふうに考えると、学校の学力がわからないといけないということになると思うんですね、やっぱり。だから学校選択制をやると、やっぱりその、どうしても学力とか、そういうものの基準っていうんですかね、学校を判断する基準っていうのが、なしでは通らないと思うんですよ。どっちみち必要になるんじゃないかなと思って、それがやっぱりデメリットと表裏なんじゃないかなと思ってるんですけど。

委員

学力という言葉に非常に曖昧なところがあります。点数の学力というものもあるし、数年前でしたか、文科省が言っていた生きる力みたいな判断とか交渉力、コミュニケーション力とか、そういうものを含めた概念もあります。それから小さく限った点で言いますと、なるべく平均点なんかの読み方がきちっと読み取られて頂くようにですね、配慮が最近少しずつなされています。例えば、今日あたり全国学力テストのあれが出ると思うんですけども、されにそれが精査されていくと、上位 30 パーセントの生徒の分布の割合。それから下位 30 パーセントの割合。両方データが出てきますので、それに比べながら平均点は上がったときでも、よくよくこのデータを見たら、上位は上がっているが、下位はますます落ち込んでいる、それで平均がちょっと上がっているだけじゃないかと、そういうふうな分析が出来るように、工夫がなされている点もあります。そういったところもご覧になりながら、学力テストならですね、テストも判断して頂きたいというふうに思います。

委員

問題はね、やっぱり保護者の側にあると思うんですけど、そういうものを見る目線が育ってないと言いますかね、ざっくりしているんですよ。だからやっぱり数字しか見ないし、そういう点で、学力、点数だけじゃないものも含んでいるんだよっていうのを、いろんなところで評価の仕方というのを、学校側とか行政側が変えてきたとしても、なかなか保護者の方では理解できなくて、点数というのに飛びつくっていうのがあると思うんですね、進学率や点数とかに、飛びついてしまうというのはあると思うんですよ。それがやっぱり他の地域で止めたデメリットの、風評っていうのか、校舎が新しいとか、パソコンの機器が新しく入ったとか、あと学力だとか、そういうものに、親心としたら、そういうものでしか簡単に判断出来ないと言いますか、そこまでその教育全体のこととか全体の学力の事とか考えて選ぶのではないと思うんですね。だからその理想とするような学校選択制を入れるために、入れた後にメリットっていうのがどこまで保護者に理解されるのかなっていうのは、私はやっぱりその保護者の中にいて、凄く疑問に思います。

委員

ちょっと別の事になるかもしれないんですけれども、よくこの学年の子はレベルが低いよと。そうなるとずっと同じような平均でいきますよね。この学年は非常に高いと、全国的にも高いと、これはどこから来るんですか。これは私もよく教えるんですね、小学校の時からもうそこが決まってきているのか、何かここの学校だけが悪いんじゃなくて、全国的にこの学年が低いとかっていうような言葉が凄く出るんですけど、それはどういった、、まあ学校側からしても学年によって全然違うと思うんですけど、そこを脱出できる方法っていうのはあるんですかね。

委員

それは学習指導要領が変わった年とかっていうことではなくてですか。

委員

いや、そうでなくても学年によっては凄くやっぱりレベルが、となると中学で結構それを言うようになるんですけど、じゃあ小学校の時からですよね、っていう風に思うんです。で、慌てだすのは中学校なんで、保護者は、この中学校が悪いっていうふうになるんですよね、でも根本的にはその学年て全体的にレベルが低いって言われてるとかなるので、非常になんか難しいというか、どう脱皮するのか、それによっても、学校側の対応する学年によっても、子どもたちによっても違ってくると思いますよね。でも、ただそういうことだけは、ほんとに風評じゃないですけどぶわっと広がるので、本当に連携もしないといけないです。学力に関しては、その一点だけでは非常に解決出来ない部分はありますよね。

校長

学校ではね、そういうざくっとしたとらえ方ではなくて、学年の特性ってあるんですよ、子どもたちは。例えば学習の到達度の分布ってありますよね。上位の子と下位の子が固まっていて真ん中の子がいない学年であるとか、そういうところについては、やっぱり十分な手立てを打たないと、この子たちしんどくなっちゃうんですよね。学ぶ楽しさが分からなくなる。そうするといろんなことガチャガチャガチャガチャして、なんとなく落ち着きないなあって形になってしまいますよね。だからそういうふうに学年の特徴はあります。もう一つは、これはあんまり良い言い方ではないかもしれないけれど、力のある先生が二人いるとしますよね。で力のある先生をそういう学年に二人配置すると、その学年が伸びるかというと、この二人の人間関係っていうのもあるんですよ。これって凄く大きいんですよ、学校の中で。で校長のリーダーシップっていう時に、こういう学校づくりをするから、あなたはここの部分で頑張って下さい、あなたはここの部分で頑張って下さい、で両方二人で頑張ってほしいのはここですよときっちり言わないと、いろんな関係の齟齬が起こってくるとね、両方の力が出せなくなってしまう。だからそれぞれ学年の特性に応じた

人的配置をするというのが、まあ言えば校長の一番大事なところになってくるんです。

委員

小学校なんか特にそうですよね。教科担任制でないですもんね。

校長

全部を教えますから。

ファシリテーター

選択制のメリットについては、以上の議論をまとめて頂くということでよろしいでしょうか。参考資料の方に順番が書いてありますけれども。

事務局

この前、政令指定都市の指定外基準のご説明しておりますけれども、うちも指定外基準というのが制度としては設けてあるのですが、この間見ていただいているように、どちらかと言えば、認めている事由が、事項が他都市よりは少ないという状況にあります。これを広げるというのも保護者の選択という意味から言えば必要不可欠なことですので、そこの例は、本市が運用していないところで、この 2 点がすべてではありませんが、地理的な通学の距離的なものですね。それと 2 つ目は、特に小学校というよりは中学校ですけれども、部活動の関係。それと本市の指定外基準の中で無い事項のなかで、保護者からよくご指摘があるのが、兄弟関係ですね。例えば転居をしたときに、高学年のお子さんは卒業までその学校に在籍することができるのですが、それが例えば小学校の場合でも 2 年生 3 年生の場合でしたら、その年度末まではいけても次の学年からは新しい…、年度によっては兄弟ですね、お兄ちゃんは 6 年生にいるけれども弟さんは 3 年生で別の学校に…、新たな住所地でという形で別れてしまうと。そこを兄弟同じ学校行くことができないのかとか。あと聞いておりますのは、小学校の段階は保護者の就労の関係であれば、親御さんの働いている職場の近くの学校に通うということも、今は小学校 6 年生まで認めて…、以前は 3 年生までだったのですが、今は 6 年生までのばしたのですが、反対に中学校は認めてないです。そうなるとやはりその段階で、友達関係でね、違うやろと、友達関係から言うと通っていた小学校の進学先の中学校に通うことを認めて欲しいと、そういうような要望は、そんなに事項自体は多くはないんですが、そういうお問合わせはありますので、まあそういうのはここには書ききれていませんが、一つは今認めている本市の制度をそういう意味でさらに緩める、拡大、柔軟に対応するのかというのと、他都市では認めているけれども大阪市では認めていない事項を入れるとか。これは東京の方は、選択制をやっている区はすべてそうなんですが、まず指定校基準を緩めたんですね。経過から行くと緩めているんです。緩めた上でさらに、選択制に移って行っているという流れがあります。だから反対

に言いますと、選択制をやっていないのは 4 区くらいあるのですが、その 4 区も指定校基準は緩めてあるんですね。緩めたところでは、中野区とかでは 10%から 20%はいわゆる指定校基準を緩めたことで、指定校以外の学校に通っているという現状もありますので、選択制とこの問題はそういう意味で言いますとお互いに一体のものかなというようになりますので、そのへんを中心に本日時間をとって議論をしていただいたらと思っております。

ファシリテーター

いかがでしょうか。

委員

これ前回にも区長が 24 区はそのままで考える、とういうことをおっしゃって、区を跨がないのであったら、本当にこの指定校、区ごとに選択制を考えるということであれば、ここの区は選択しているけれども隣の区がやっていないから、本当は隣の区の方が近いんだけれどもという時には、本当に隣接校で自宅から近いと何キロ範囲か、隣の区であるというのであればここで緩めていただいたら、選択をする基準というのは非常に楽で、そんなにややこしく組めなくてもいいんじゃないかというふうには、非常に思うのです。

事務局

選択制の方はいろんな手法があり、それは区長さんの方でね、意見集約してもらった方が、この間校区図を見ていただいたのですが、良いのかなと思いますね。指定校はいわゆる事項別なんですよね。この事由をどう認めるか、認めないかというかたちなので、ある区であってある区で起こらないというのは、まず考えにくいので、そういう意味で言うと、これもご議論いただければ良いんですが事務局的には指定校の緩和は、むしろ教育委員会の方で 24 区としてどうするのかと、区長さんのほうにはそういうことの動きもにらみながら選択制をどう整理するのかという方が、意見集約も含めて整理しやすいのかなと、そういう側面はあるのかなと感じているんですが、この考え方が良いのかどうかもご議論いただければと思います。

それと、緩和するのは、選択制はこういった案内を配ったり、やっぱり結構時間がかかるんですね。だからやっぱり一年間の準備と。で、緩和するのはですね、極端な話、区長さんの権限でそれを緩和します。教育委員会もこれ規則を変えて緩和しますと。極端な話、来年の 4 月からとなると、やっぱり周知の問題とか、あるいはもともと区長さんには選択制を含めて就学制度のありかたも含めていろいろ意見が来ると思いますので、そういう整理もしてもらわないといけないと思うので、今考えておりますのはできたら選択制と指定外基準の緩和と、運用の時期としたら一緒にしなければ混乱するかな、というふうには併せて思っておりますので、その辺のところもご議論いただければと思うんです。

委員

前回2日の時もご報告いたしましたが､新区長の会議の中でいろいろ意見がありまして、今おっしゃったみたいに、現行の24区のなかで各々区長が学校選択制を総合的に判断すると。最終的には教育委員会ですけれど。校区調整はまさしく目の前の学校に行けないとか、まさしく区を跨いでいたらどうなのかとか、現在でも校区が区を跨いでる区もありますから当然そういうことも含めて、校区の問題と学校選択制は、今事務局がおっしゃったとおり両方やらないで一方だけやると、非常に弊害が大きくなってしまうので、これは総合的な問題だなということで、熟議の方でもその議論をしておりますと私の方からご報告して、そういう議論の中でもう少し、熟議の経過を待っていただきたいと、それは事務局がおっしゃった通りの新区長全部その認識でおりますので。

事務局

距離の問題でも調べましたら今お持ちの札幌から…、お持ちのものを見ますと、必ずしも無条件で認めていないのですね、政令指定都市でも。見ていただきましたらわかりますように、みんな距離をいれているんですよ。小学校2キロ、中学校3キロ。で、それよりも遠距離の場合は、指定校が遠距離通学になっているご家庭に関しては、近い学校を認めますよと、距離制限を入れているんですが、ただ本市の今の学校状況をみますと、その距離制限を入れてしまいますと、ほとんど運用が該当する事例が無いのではないかなと思われるんです。だからこれ、それぞれの教育委員会に聞きますと、だいたい同じようなことをまとめてあるんですけれども、それぞれの教育委員会の評価が違いましてですね、これで十分対応できていますと言っている教育委員会があれば、同じ中身で別の教育委員会は、ほとんど申請ありませんといったようなところのお答えもありますので、東京都区部の方をみますと、この距離を入れていない、要は本当に自宅から遠い近い。その距離をはずしますと、本市でもいろいろ運用事例は出てくるかなと思います。例えば中野区とかは入れていないですね。そういう距離は入れていないですね。だから指定校よりも近い場合は選べますと、そういう申請はできますというのは東京都区部の方ではあるのですが、政令指定都市の場合は、改めて取り寄せて本市も確認しましたが、全部距離をどこも、横浜市も含めて入れてあるんですね。だからこれを見ますと、ちょっとそれぞれの校区状況は分かりませんけれども、運用実績としては…、だから川崎市なんかはほとんどたぶん運用ゼロになっていると。同じような制度が横浜と川崎であるんですが。だからそういう問題、こういう意味では、保護者の現状ですね、抱えている状況をみますと、本市の場合に距離を入れるのが、良いのか悪いのか、これに関しては本当に遠い近いという基本的にはその考え方、あるいは、別の考え方を入れるのが良いのか、といったところの整理もいるのかなというところはあります。

委員

確認ですが、一番近い学校が 1.5 キロ以上離れているというエリアがあるのですか？

事務局

それはありますけれども、以前から申しておりますとおり小学校は 2 キロ、中学校は 3 キロ離れている場合は、市営交通のパス券を出すんですね。それは市内で数校、例えばこの間見ていただいた住之江区の平林とか、あの辺はそのようになっているんですが、ほとんどのところはですね、そういう遠距離というのは無いわけですね。遠距離があればそのパス券を出すというのが本市の取り決めですから。あとは統廃合したところは、従来の校区を引き継ぎますから例えば、ここ中之島なんかも扇町小学校ですけれども、これ中之島の特に 6 丁目あたりから扇町公園ですけれども、あそこまではやはり距離もだいぶ超えていますので、パス券出していますけれど、そういう統廃合のところは一部ありますけれども、そういったことでないところは、東淀川区でもありませんし、そういった周辺区でもそれだけの距離のところはないので、だから他の指定都市がいっている距離制限を入れていますと、たぶんどの区も実際該当しないと。まあ規定はあるけれども運用がゼロだといったところもあるので、それが果たして本当に保護者のそういった事情にどこまで対応できるのかということになれば、ちょっといろいろ疑義が生じるのではないかと、現状では感じます。

ファシリテーター

ここに書いてある②で、部活動と学校独自の活動、例では部活動のことですけれども、部活動と学校独自の活動と言いますと教科指導なども入ってしまうのですか。

事務局

一番多いのは部活動ですね。指定都市でこれを認めているのは横浜ぐらいなんですよ。仙台、横浜ぐらいですけれど。指定都市は少ないんですが、これも東京都区部は結構多いんですよね。ただ東京都区部はこれも前申し上げました教員の異動の件、これはありますよということで渡しておりますね。仙台も部活動ということで限定しております。あと気になるのは杉並区さんが、まだちょっと運用が先なのでわかりませんけれども、指定外基準の事項を増やすと、選択制の代わりにそちらを増やすやり方に変わられるんですけれども、その時に入れるのは特色ある、先ほどから議論にもなっております、特色ある教育、それで選ぶというのは今後それを認めましょうと。ただそうなると、本市も注目したのは杉並区さんが特色ある教育をどう理解されるのか。保護者からも問い合わせがあるとは思うので、それをどう説明されるのか。何か具体例を出されるのか、保護者の一定の説明をされたらそれを聞かれるのか。そこは今後のことなので、そういった事項を入れているのは杉並区さんぐらいなんで、他のところは、ちょっとそういう解釈に幅広いという事項を

いれているところも少ないかなあと思いますけれども。あとは新潟でも部活動でございます。
あとは、本市ではないのですが放課後の対策ですね。本市は基本的にいきいきが全小学校に整備されていますけれども、これは東京も含めてまだ整備されていないところがありますので、そういった場合は放課後のですね、子どもの居場所の関係でそれをやっている学校への通学を認めるとかいったものあります。実際東京の方は、学校選択制をやっているところでも、それを理由に小学校の場合は、選ぶ親御さんはいるというのはいくつかの区で聞いています。聞いてみましたら東京でも増やしてはおりますが、まだ全小学校での展開はできていないという状況があり、その辺は本市とは違うといったところはあります。

ファシリテーター

何かこれを見ていると、指定外就学の許可基準というのは、さっきの選択制と裏腹の関係というか、何か選択制と関係がある。

事務局

流れから言いますと、やはりもともと国の規制緩和から来ておるんですが、文部科学省がまず何を緩めたかと言いますと、この指定外就学の基準を緩和するということを認めました。たぶんそれに応じて東京の、関東中心に一気に緩めたんですよね。さらにこの 2000 年代になって国はさらに学校選択という、選択制の概念を入れてきて、それに基づいてまた選択制を入れたので、東京都区部で基準を緩めずに先に選択制だけ入れたというところはないんです。流れから言うと全部基準を緩めて、選択制を入れていると。いくつかのところは基準を緩めたんですけれども、選択制を導入するまでには今至っていないというのがこれまでの流れになっているので、たぶん東京都区部だけではなくて、その周辺も同じような流れになっていると思います。そういう意味でいいますと、これと小学校でどうするのか、中学校どうするのかという議論もあると思うのですが。小学校は指定外基準。中学校は選択制もありだというのも、こういう流れから入ってきているんではないかなと思います。

委員

最初に指定外就学に関する議論を全市的なレベルで検討する必要があります。というのは区を跨るケースが多いので、これは全区に共通するルールとしてひとつ提言できるものがあれば提言しましょうねということです。次に、それぞれ区によって区の内部での指定外就学の制度のありようというものを検討しなければいけないだろうと。例えばそれは選択制をやっているところは比較的そういった必要性はないかもしれないが、「うちは選択制はしませんが、指定外通学はきちんと認めるようにします。」というやり方も考えられます。それから二つともにあてはまると思うのですが、さきほどおっしゃったように、実際のど

ういう時にこれを認めたらよいかということで、距離的なものを、それからクラブ活動どうするかとか、そういった議論に入っていくということになるのかなと。

委員

兄弟関係がね、やはり、選択で上の子がいったから下の子もというのは、100%ではないと思うんですよ。この子はこの学校が良い、地元の学校に行く子とかもあるからですけど、やはり引越しをして、上の子だけがそこに行っていて、下の子が違う学校にというのがあると、親がやっぱりどっちかしか行かないので、例えばPTAが当たっても、やらないんですね。だから、それだけではないんですけれども、やはりそこは兄弟が就学であれば、下の子も緩めていただいて、同じく中学校に行くときに、すごく言われるので、全く違うところに 6 年生まで行かなければならないということがあるので、そこのところも保護者はやはりきょうだいのいる小学校区のなかで中学校へ行きたいと。例えば 4 年生までの就学なら、そこの学校を卒業できますよね。だけど、そのまま 6 年生までいても、中学校は校区外で変わるので、引越した先のところに行かなければいけないということがあって、まあ保護者の希望があればそこが行けるというふうに…

委員

実際にこっちの学校とこっちの学校に兄弟で違う学校に通わせる方、結構いらっしゃるので、それは、それで結構大変みたいですね。要は校区が変わったのでお兄ちゃんとかは友達関係で残したいと、下の子はこれからだから新しいところに行かせたいと。運動会とか、日が変わったけれどもどうするのかというのもあるし。そこの地域からみてみると、こっちの学校の子ども会とこっちの学校の子ども会と二つあって、うちの地域は、何やねんという声もすごくあったりして、こちらも当事者としてどうしたら良いのですかというところもあるんですが、そういった指定外就学でも、こっちもあっちも行けるとなればそういうことも厳しいなと、事実みえているところがありますよと。であと校区が変わった時に、その指定外就学の距離感もありますけれども、うちのところなんかで言うと、載ると非常に危ないところかもしれませんが、通学路が狭すぎて一本しかなくて、2200 世帯もある大きなマンション組んで、子どもがまだ未就学児童が多いからあれですけれども、これからどんどん 200 人 300 人 400 人児童が増えてきて、うちの学校に来るのに 2 メートルの歩幅の歩道一本しかないんですよ。ムリ。

それを今、こちらとどうしようかと頑張っているんですけれども、そういう問題もあって、距離感だけでなく通学路の…。まあうちは、昔の御堂筋線の梅田駅みたいなそんな混雑するところなので、それは危険だというところもひとつの指定外の条件に入ってきたりするのかなと思ったりはするんですが、まあ指定外が通ったら通ったとして今現実に本当に兄弟でちがうところに通っていて、保護者は納得しているので良いんですが、地域全体から見るとあの子も一緒にやりたいが、向こうの学校の子ども会やし一緒にできないなと

声はすごくあって、僕も立場上聞こえてきて如何ともしがたいなという悶々としたものがちょっとあるので難しいなあと思います。

委員
　中学校は同じところへ行くんですよね、結局。

委員
　特例つけてくれているから、あり。それは。

委員
　中学校も別々に行くことがありなんですか。

委員
　それは、一定の条件で特例を使えるか使えないかというのがあるんで、ここまでの子は前の学校の中学校やけど、ここからは絶対にうちよ、となったりするんですけど。

委員
　学年によって？

委員
　だから今ここで在席していてここまで、だから小学校入ってなかったら絶対うちの小学校来ないと駄目だけど、入っていたらそのまま元の学校行ける。

委員
　校区の中学校に？

委員
　そう、元の小学校へ行っていたら、在校生特例で残れるし、中学校は、特例でその中学校にいけたりするし、それキャンセルしてうちに来る事もできるし、だからある意味保護者の選択が結構できることはできるけども、悩みの元だし、地域としてもどうなるんだろうって、そういう難しさは、一種の学校選択制みないなものを経験した事例ではあるけれども、出来て良かったって言う保護者もいれば、たまったもんじゃないと言う保護者もいらっしゃるので、だからそこの声を総合的にアンケートをとったらどうなるか分からないですけど、いろんなお声を頂戴して苦しいな、というのが実態でございます。

委員
　キャパの問題が一番大きいですよね。

委員
　最初はね。

委員
　最初はだから保護者からしたら一番ニーズがあるのは一番近い学校へ行かせたいということだと思うんですけども、住んでいるところの一番近い学校が校区の学校じゃないことがよく聞かれることなので、そうなってくると、大規模なマンションとかがあって、近くの学校がっていうことだと、近くの学校が満杯になってくるんですよね。

委員
　ああ、そうそう、絶対入らない。

委員
　だから、抽選とかいう、指定外就学なんだけども、抽選とかっていうことが、、、

委員
　ありうる。だからもし全員入った子がいて、やっぱり元の学校に行きたいともし全員手をあげたら入らない。

委員
　ですよね。

事務局
　今の指定外就学というのは一応個々の条件に該当すれば、指定外を認めるんですけどね。ただ、実際やっている中野区なんかはね、距離の関係で選ぶと学校によったら、希望がある、でもその学校受け入れできない、50 人までですけど、100 人の希望があったら、いわゆる選択制と同じようにですね、公開抽選をしていると。だからやる場合にはやっぱり、うちも学校によったら、はい、はいと受け入れる学校が、どこまであるのかと言うたら、それはありますから。校区内でもいっぱいというのもあるので、受け入れても 10 人ですよとか、20 人ですよという学校はありますんで、それ以上の希望があれば抽選とか、そういったものも設けざるを得ないのかなあとは思います。今後はね。

ファシリテーター

この指定外就学の拡大、これをここで出して頂いているのは、学校選択制を執らなければ指定外就学へ行こうということですか。

事務局

一応熟議では、いろんな保護者の選択という幅からいろんな制度を整理させてもらったらなどうかと。だから選択制がいいとか指定外就学がいいとかではなくて、そういう意味では並列列挙、この後の調整区域もありますけども、そういう意味では今やってる本市の制度も含めて、それぞれメリットデメリットもありますのでそういうのも整理して、それをまた保護者の方に区長さんが意見集約しますので、その時にまた保護者の方に、そういうのも見てもらおうかなと。ただし実際の運用といたしましてはね、これはまだ事務局の試案ですから、また次回もご議論頂いたらいいんですけども、学校の選択の方はね、学校の配置状況を見ますと、区によって違いますので、それは区長さんの方に、隣接がいいのか、自由がいいのか、あるいは小学校だけ、小・中いれるのか、中学校だけがいいのか、いや反対に中学校だけ、そういうのは区長さんが意見集約してもらったら、いろいろ多様な意見集約ができるかと思うんですけども、この指定外基準の方は、どっちかというとそういう事項に該当するか該当しないかですので、極端な話、ある区ではこの事項認められて、ある区で認められていませんというのは、ちょっとそれは混乱するのかなと、だからそういう意味で言うたら、指定外を緩和するという方針がなれば、それは 24 区に一斉に、だから教育委員会からの措置として緩和をしますという方針を出すと。ただ実際の運用はですね、ちょっとバラバラに運用するとややこしいんで、運用のスタートとしたら、選択制とうのが、指定外就学の方と一斉スタートみたいなものの方が分かりやすいのかなあというのは思っているんですけど、それぞれそれが本当にいいのかどうかといったところをご議論を頂いたらいいかと思います。

委員

ある区は選択制を実施して、隣接区はしない場合。隣接区に近い学校があるといったときの解決方法はこの指定外就学の変更という手段によってやらざるを得ないですね。それはしかも全市的に考えておかないと、受け入れませんというのがでてくるとトラブルになりますから。それをまた更に拡大していけば、じゃあ隣の守口市とやる場合はどうなるんだと。尼崎市とやる場合はどうなるんだという、また広い問題が発生する。

委員

今この現在認められていない通学の利便性、地理的要因と、部活動と、学校独自の活動なんですけど、距離で 2～3 キロだったら指定外就学を認めていいのかなと思うんですけど、この①②は認める必要あるのかなっていう気はしますけど。通学の利便性と部活で。これ

言いだすと…あのだから利便性は距離で縛りをかければいいとは思うんですけども、遠くもないのにこっちの方が近いと言い出したらキリがないし、部活にしても、まあこれはその部がないというのは、気持ちは分かりますけど、これは指定外就学を認める理由になるのかな、どうなのかなというのは、ちょっと僕は違うんじゃないかなって思います。

委員

保護者からすると一番ニーズがあるんですよね、これが一番問題になる。

委員

確かに…

委員

ただし、やっぱり顧問の先生が変わった時にどう思いはるのかで他都市では…

事務局

クラブの方を認めている、そういう規定を設けているのは横浜、仙台、新潟ぐらいです。上の距離的は結構いろんなところが。ただ、距離を入れていますけど、上の事項は結構多くの指定都市が認めているんですけど、クラブはですね、改めて資料を取り寄せますと、明文化しているのはこの３市くらいですよね。東京都区部の方も選択制の理由としてね、クラブはあるんですけれども、その中で一番問題は教員の異動の問題ですので、行って教員が異動したからまた学校変えてくださいということはナシですよというのを、最初の選択の申請を出す段階では、教育委員会も言っていますし、学校の方も、そこは必ず説明をするようにしているというのは聞いています。

委員

「ある」、「ない」で考えているんですよね。クラブが「ある」か、「ない」か。その強いとかじゃなくて、そのクラブが「ある」か「ない」かで、認めるということですよね。

事務局

そうです。まあ実際一番理想は、どの中学校でもやりたいクラブが全部揃ってるということがあればこういうことはないんですけど、現状問題としたら、隣の学校には例えばサッカー部があるけれども、進学する中学校にはありませんと。他のクラブも文化系も含めて。そういうのがあることは事実ですので、小学校６年生の親御さんだけでなく、お子さんも、サッカー部があるのであればそういう中学校へ行きたいとか、体操部があるのであればそういう中学校へ行きたいとかといったお子さんの声は多分あると思いますので、そのへんをどうするのかというのは、あろうかと思います。この前、指導部長が申しており

ましたとおり、ある区ではラグビーに力を入れていますから、それも、区の中の中学校が全部ラグビー部を設けている訳ではありませんので、ラグビーに関してはちょっと幅広い区内の選択を認めたらどうかとか、申し入れがあったといった動きはありますね。

委員

ちょっともうだいぶ時間が…この議論もうちょっと次回に。

ファシリテーター

時間も大幅に過ぎておりますので、このへんで一区切りさせて頂きたいと思います。ご意見についてましてはファシリテーターと事務局で整理させて頂き、その整理した内容を、次回８月２２日の熟議までに提供する予定でございます。次回８月２２日につきましては今回と同様にそれぞれのグループに分かれて議論してまいりたいと考えております。それでは本日の議事については、一旦これで終了し、事務局へ司会を戻したいと思います。

（事務局より次回日程の連絡後、終了）